

医療的ケア児に対する支援について

平成28年12月13日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

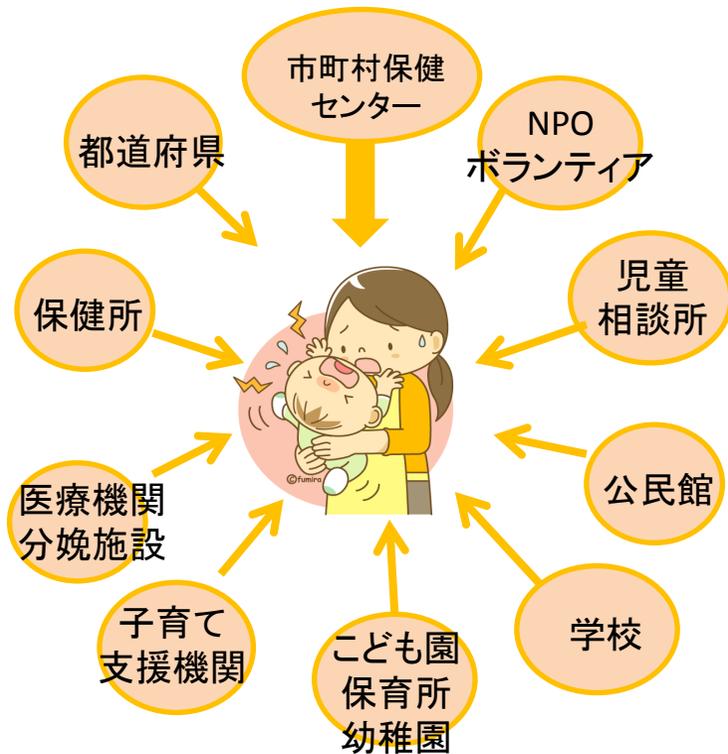
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

内閣府子ども・子育て本部

子育て世代包括支援センターのイメージ

○既存の体制

- ・関係機関は多いが、個別の対応となっている。
- ・必要な支援が、必ずしも切れ目なく提供できていない。



○子育て世代包括支援センターの開始後

- ・関係機関の連絡調整。
- ・全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要な支援を切れ目なく提供。



【事業内容】

医療的ケア児について、その保護者や児童が保育所利用を希望される場合に、受け入れることができる保育所の体制の整備を行う。

医療的ケア児とは 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に必要に応じて看護師を派遣する。

あわせて、医療的ケア児を受け入れるに当たって以下の取組を実施。

- ・ 保育士のたん吸引等を実施するための研修受講を支援する。（当該研修に係る代替職員の配置等）
- ・ 医療的ケア児受入れの際に、（研修受講済み）保育士を補助する保育士等の加配を行う 等

【実施主体】

都道府県・市町村

【補助率】

国：1／2 都道府県 1／2 *市区町村が実施する場合は国1／2 都道府県1／4 市区町村1／4

